

都 観 第 254 号  
平成 28 年 11 月 24 日

枚方市空家等対策協議会

会 長 村 上 武 則 様

枚方市長 伏 見 隆

枚方市空家等対策計画の策定について（諮問）

枚方市空家等対策協議会条例（平成 27 年枚方市条例第 36 号）第 3 条第 3 号の規定に基づき、枚方市空家等対策計画の策定について、別紙の諮問趣旨のとおり貴協議会に諮問します。

## 諮 問 趣 旨

空き家の増加が全国的な問題となるなか、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という）が平成 26 年 11 月 27 日に公布され、平成 27 年 5 月 26 日に全面施行されました。

本法では、市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めることとされています。

本市におきましても、人口減少や既存住宅等の老朽化等に伴い、適切に維持管理されていない空き家の増加が見込まれている中、地域住民の生活環境を損なうなどの影響が懸念されており、市民の安全で安心な生活環境の保全と、空き家の活用の促進を図るため、枚方市空家等対策計画の策定に取り組みます。

つきましては、空家等対策計画の策定に向けて、貴協議会の意見を求めるものです。